

議案第38号

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月4日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年京田辺市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項を削る。

別表第2の1の項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、「若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給」を削り、「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、「、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）」及び「及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）」を削り、「医療保険給付関係情報」を「国民健康保険等関係情報」に改め、同表2の項を削り、同表3の項中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に、「地方税関係情報」を「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に改め、同表中3の項を2の項とし、4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項を4の項とし、同表7の項中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に、「医療保険給付関係情報」を「国民健康保険等関係情報」に、「障害者関係情報」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報若しくは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年

法律第37号)にいう知的障害者に関する情報」に改め、同表7の項を同表5の項とし、同表8の項中「医療保険給付関係情報」を「国民健康保険等関係情報」に改め、同表中8の項を6の項とし、9の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の1の項の改正規定(「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加える部分に限る。)は、令和7年7月1日から施行する

。

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 改正案 | 現 行 | 改正理由 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--------|------|---|---|---|--------|----|--------|--|------------|--|-------------|
| <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3（略）</td><td></td></tr> </tbody> </table> | 機関 | 事務 | 1～3（略） | | <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>4 市長</td><td>生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの</td></tr> </tbody> </table> | 機関 | 事務 | 1～3（略） | | 4 市長 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの | 法改正に伴う項の削除 | | |
| 機関 | 事務 | | | | | | | | | | | | | |
| 1～3（略） | | | | | | | | | | | | | | |
| 機関 | 事務 | | | | | | | | | | | | | |
| 1～3（略） | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 市長 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1（略）</td><td>（略）</td><td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険等関係情報」という。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</td></tr> </tbody> </table> | 機関 | 事務 | 特定個人情報 | 1（略） | （略） | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険等関係情報」という。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの | <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1（略）</td><td>（略）</td><td>生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しく</td></tr> </tbody> </table> | 機関 | 事務 | 特定個人情報 | 1（略） | （略） | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しく | 法改正に伴う字句の整理 |
| 機関 | 事務 | 特定個人情報 | | | | | | | | | | | | |
| 1（略） | （略） | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険等関係情報」という。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | |
| 機関 | 事務 | 特定個人情報 | | | | | | | | | | | | |
| 1（略） | （略） | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しく | | | | | | | | | | | | |

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 改正案 | 現 行 | | | 改正理由 |
|-----|-----|--|---|-----------|
| | | <p>は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>2 市長 <u>生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務</u></p> | <p>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報若しくは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関</p> | 重複する規定の削除 |

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 改正案 | | | 現 行 | | | 改正理由 |
|------|-----|--|------|--|---|--------------|
| | | | | | | |
| 2 市長 | (略) | <p>介護保険給付等関係情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、<u>地方税法</u>その他の<u>地方税</u>に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「<u>地方税関係情報</u>」といふ。）</p> <p>、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報又は国民年金法（昭和34年法律第141号）その他の法令による給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> | 3 市長 | (略) | <p>介護保険給付等関係情報、<u>生活保護関係情報</u>、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「<u>住民票関係情報</u>」といふ。）、<u>地方税関係情報</u>、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報又は国民年金法（昭和34年法律第141号）その他の法令による給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> | 項の繰上げ及び字句の整理 |
| 3 市長 | (略) | (略) | 4 市長 | <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務</p> | <u>地方税関係情報</u> 又は <u>住民票関係情報</u> | 重複する規定の削除 |
| 4 市長 | (略) | (略) | 5 市長 | (略) | (略) | 項の繰上げ |
| 5 市長 | (略) | 生活保護実施関係情報、 <u>国民健康保険</u> 等関係情報、介護保険給付等関係情報、 <u>地方税</u> 関係情報 | 6 市長 | (略) | (略) | 項の繰上げ |
| | | | 7 市長 | (略) | <p>生活保護関係情報、<u>医療保険</u>給付関係情報、介護保険給付等関係情報、<u>地方税</u>関係情報、住民</p> | 項の繰上げ及び字句の整理 |

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 改正案 | | 現 行 | | 改正理由 |
|------|--|-----|-------------------|----------------------------|
| | <p>、住民票関係情報又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報若しくは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>6 市長 (略) 国民健康保険等関係情報</p> | | | 票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| 8 市長 | (略) | | 医療保険給付関係情報 | |
| 9 市長 | <p>生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p> | | 2の項特定個人情報の欄に掲げる情報 | 項の繰上げ及び字句の整理 法改正に伴う項の削除 |